

Ⅲ

第2次吹田市地域福祉計画の基本方向

Ⅲ 第2次吹田市地域福祉計画の基本方向

1 目標と目標達成の仕組み

(1) 計画の目標

第2次地域福祉計画においても、第1次地域福祉計画の目標を継承します。

「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」

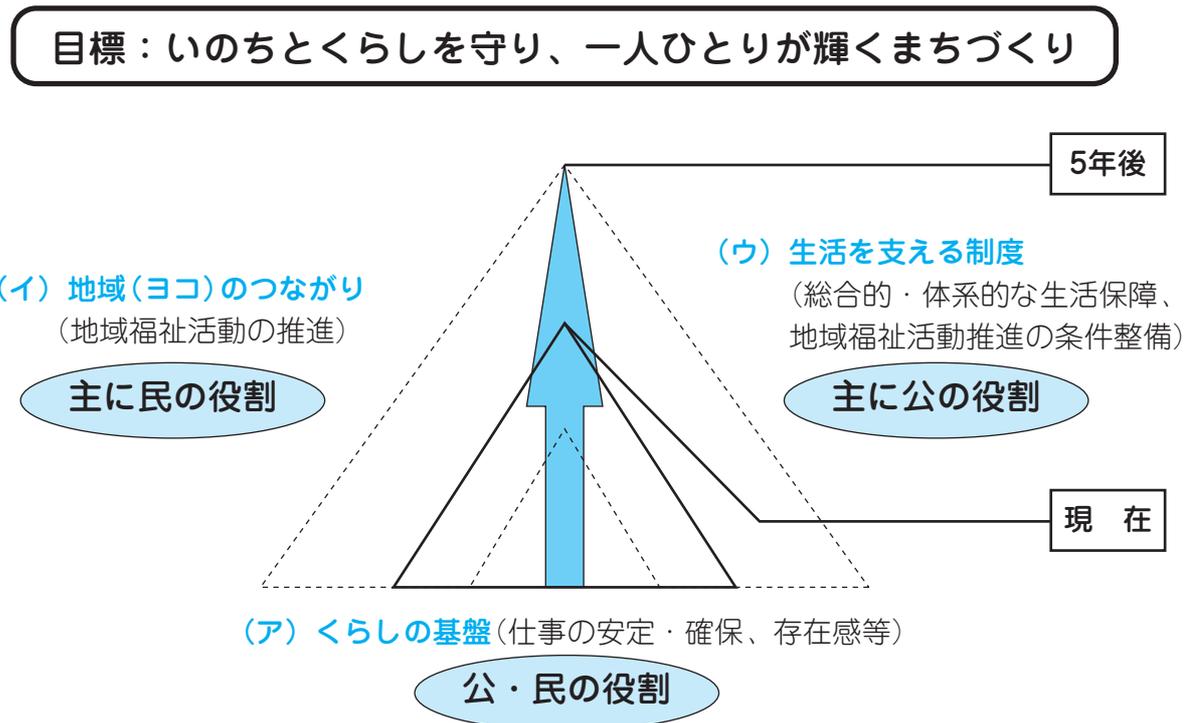
地域に住むだれもがいきいきと輝き、安心して暮らしていけるまちづくりを推進することから、このような目標を設定します。

具体的な目標としては、次の目標を掲げます。

- 健康の保持・増進
- 社会的孤立の解消
- 安心・安全な地域生活

(2) 目標達成の仕組み

図Ⅲ-1-1 目標達成の仕組み



目標達成の仕組みは図Ⅲ-1-1のとおり、「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」といった目標を三角形の頂点の延長線上に位置づけ、この頂点をより高くし、目標に近づけていくことをめざします。そのためには、三角形の底辺(土台)の「(ア)くらしの基盤(仕事の安定・確保、存在感等)」、左辺の「(イ)地域(ヨコ)のつながり(地域福祉活動の推進)」、右辺の「(ウ)生活を支える制度(総合的・体系的な生活保障、地域福祉活動推進の条件整備)」、それぞれの充実・発展が必要となります。

(ア)のくらしの基盤とは、くらしを維持していく上で基本となるものです。くらしは世帯単位で営まれ、生計中心者及びその家族の仕事(労働)が安定・確保され、人間的な労働条件になっていることで充実します。また、くらしの基盤というのは個人が社会的な役割を担うことで、存在感が見出されている状態にあるということでもあります。

(イ)の地域(ヨコ)のつながりとは、くらしを支える条件のことです。家族・隣近所・地域社会などにおいて、対話・交流からはじまって互いに励まし助けあう関係のことを意味します。日常的な協力・共同の取り組みの中心は、地域住民による助けあい活動である地域福祉活動といえます。

(ウ)の生活を支える制度とは、市民のくらしをより豊かにしていくために、国・自治体によって整備された社会的共同生活手段・サービスのことです。その具体的な内容は、地域住民による地域福祉活動の推進・発展が可能となるようなヒト・モノ・お金・情報に関する条件整備、保健・医療、教育・スポーツ、住宅、生活環境、社会福祉制度等です。

以上、3つの要素(条件)がそれぞれ充実・発展していくことによって、目標は達成されます。

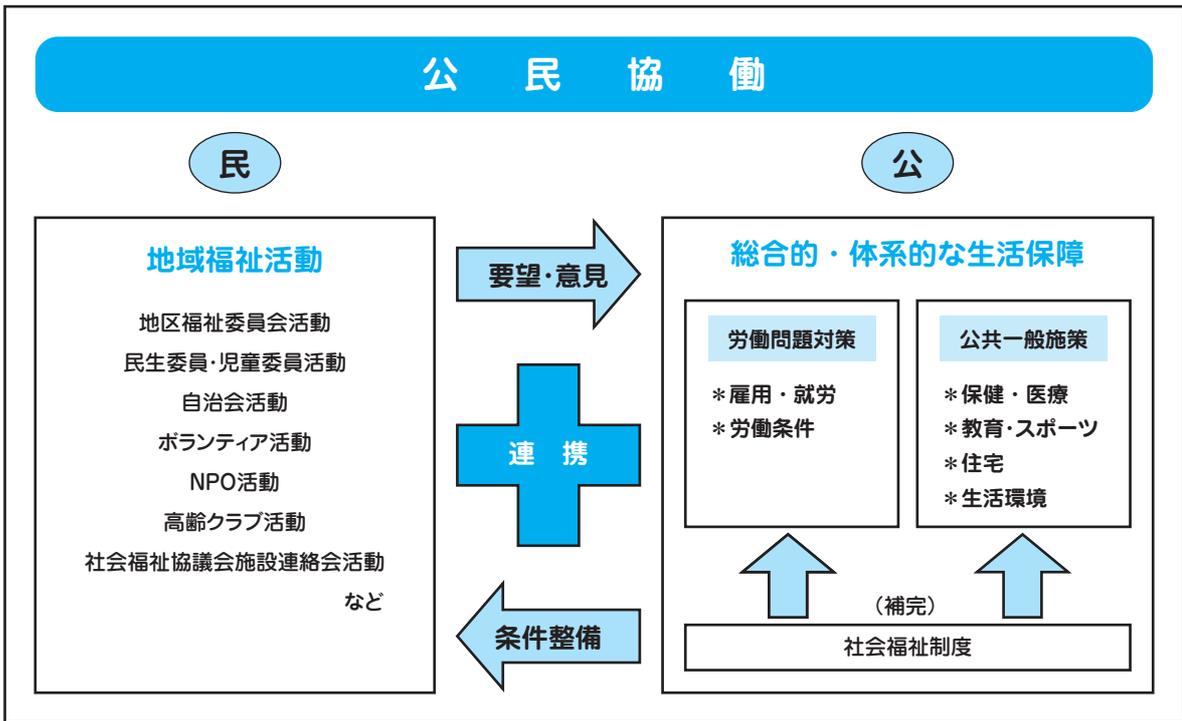
また、目標を達成するには、公・民の役割分担と協働が求められています。「公」とは、市、府、国の行政をさします。「民」とは、住民、事業者(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、企業等)をさします。目標達成の基本的仕組みを公・民の役割分担と協働の視点から説明すると、(ア)の「くらしの基盤」の充実には、「公」「民」それぞれの役割と協働が求められます。(イ)の「地域(ヨコ)のつながり」(地域福祉活動の推進)は、主として「民」の役割といえます。(ウ)の「生活を支える制度」(総合的・体系的な生活保障のための施策の整備・拡充や地域福祉活動推進の条件整備)は、主として「公」の役割といえます。

2 地域福祉推進の基本方策

(1) 地域福祉推進の基本方策

目標達成の仕組みを踏まえて地域福祉推進の基本方策を整理すると図Ⅲ-2-1のようになります。

図Ⅲ-2-1 地域福祉推進の基本方策



① 地域福祉活動の推進(民の役割)

地域福祉は地域に着目しており、地域住民の暮らしに密着した取り組みといえます。地域住民の暮らしに密着し、暮らしを支えていく活動として、地区福祉委員会活動、民生委員・児童委員活動、ボランティア・NPO活動、高齢クラブ活動等の住民自身による助けあい活動があります。今日、行政施策のみで住民のいのちと暮らしを全面的に支えることはできず、地域福祉活動の推進・発展により、地域住民の暮らしを支えていくことが、特に重要となっています。また、地域福祉活動を推進する上で発見した課題を、行政(公)に要望することも必要です。

② 地域福祉活動推進の条件整備(公の役割)

今日、地域住民の自主的・主体的な地域福祉活動の推進と発展が求められていますが、地域福祉活動をより推進・発展させていくには、行政によるヒト・モノ・お金・情報といった条件整備が欠かせません。地域住民の力のみでは、地域福祉活動の内容や水準を豊かにすることは困難です。地域福祉活動を展開していく際、アドバイスをしてもらえる専門職員の存在(ヒト)や、交流の場・活動拠点の整備(モノ)、さらには財政支援(お金)及び情報提供の充実が重要です。地域福祉活動を推進・発展させていくための条件整備や仕組みづくりを行政によって進めていくことが必要となります。

③ 総合的・体系的な生活保障(公の役割)

地域福祉の発展には、地域住民の自主的・主体的な地域福祉活動の推進が必要で、行政によるその条件整備が必要となりますが、さらに社会福祉制度をはじめ関連施策をどのように整備していくかが問われます。

地域住民が抱えているくらしの問題を軽減・解決していくためには、地域住民のくらしに密着した地域福祉活動も大切ですが、地域住民のみの取り組みには限界があります。図Ⅲ-2-1に示したような総合的・体系的な生活保障のための条件を整備し、推進していくことが必要です。くらしの問題を軽減・解決していくには、まず労働問題対策の充実が基本となり、関連的に公共一般施策の整備・推進が必要です。これらは国をはじめ、府及び市の行政による責務として推進していかなければなりません。そして、労働問題対策と公共一般施策の不十分なところを、行政の責務として社会福祉制度が補完することになるといえます。

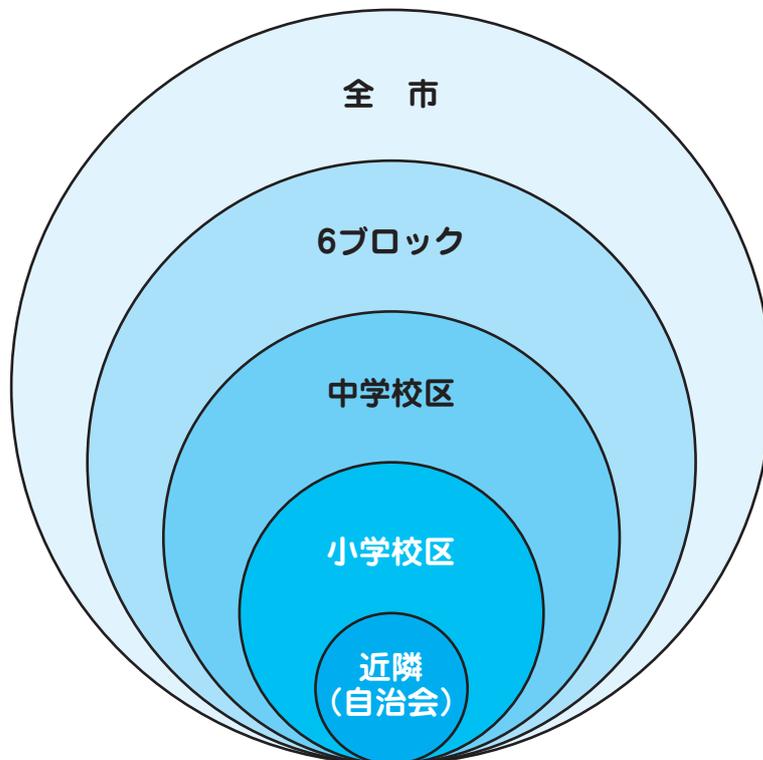
なお、本計画は、本市の総合計画をはじめ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画、次世代育成支援行動計画、青少年育成計画、健康すいた21、食育推進計画、母子家庭等自立促進計画、地域防災計画、男女共同参画プラン、生涯学習推進計画、交通バリアフリー基本構想などの個別行政計画、さらには民間団体(社会福祉法人)である吹田市社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画と密接な関係があり、各計画において提起していることを本計画の中にも地域福祉の視点で再整理しています。各個別計画が、それぞれの分野の具体的な施策・事業となって各担当部局において推進されることによって、地域福祉は推進・発展するという関係になります。

④ 公・民協働

地域福祉の推進・発展は、①で述べた地域福祉活動の展開と、②で述べたそのための条件整備、③で述べた総合的・体系的な生活保障のための条件整備(制度や施策)によって可能となります。地域福祉活動は主として民の役割であり、その条件整備と総合的・体系的な生活保障は主として公の役割です。そして、これら2つが協働すること、つまり公・民協働によって地域福祉は推進・発展していきます。

(2) エリア設定の必要性—5層構造—

図Ⅲ-2-2 地域福祉推進のエリア



地域福祉を推進していく上での課題は、くらしに密着したものであり、全市レベルのみからのとらえ方では不十分です。市ではこれまでも市内を6地域に区分し、地域の特性や課題を踏まえながら、ブロック単位でのまちづくり、公共施設等の整備や生活保障の仕組みづくりを推進してきました。第3次総合計画ではこれをさらに発展させ、部門別計画に加え新たに設定した6ブロック単位での地域別計画を策定しました。この地域に視点を当てた考え方をさらに進め、図Ⅲ-2-2に示したように、住民のくらしの視点から近隣(自治会)レベル、小学校区レベル、中学校区レベル、6ブロックレベル、全市レベルと、各レベルのエリアごとに課題をとらえ、それぞれのエリアごとに地域福祉の推進方策を考えると、重層的な計画立案が問われているといえます。

コラム

「まちの縁側」に行ってきました！

陽だまりルーム

吹二地区集会所の一室にある「陽だまりルーム」は、お子さんとその子育て中のお父さんお母さん、それに高齢者が気軽に集える三世代交流の場を運営方針に、平成17年(2005年)9月にオープンしました。

オープン時間中はいつでもお邪魔していいので、天気の良いのでふらっと来る方、お散歩の合間に親子で昼食をとりに来る方、子育ての悩みを相談に来る方などさまざま。子どもを遊ばせながら親同士で談笑したりと、ゆったりとした時間が流れ、帰るときにはスタッフから「またいつでもいらっしやいね」の温かい声。みんな笑顔で帰っていきます。



あたたかい、みんなの居場所



とってもおいしい！

「昼食やコーヒーもあります」の看板にひかれて注文すると、日替わりの定食ができました。食事は調理師や栄養士の資格を持ったスタッフがつくっているので、いつでもバランスのとれた美味しいごはんが400円で食べられます。「昨日の〇〇の番組観た？」「観たよ！」みんなで食べると、食事もさらに美味しくなるから不思議。

またある日に立ち寄ると、今日はちらし寿司を食べながら、みんなでひなまつりパーティー。陽だまりルームでは、季節ごとの行事や伝統料理といった昔からの生活文化も大事にしています。「おせちを家で作ってみたいけど、何からつくればいいんだろう…」というような方は、ここでみんなと楽しみながら教わるのも良いのではないのでしょうか。



お友だちといっしょで楽しいなあ

ご近所さんとちょっと集まってひと息つきながらおしゃべり…そんな「まちの縁側」のような風景も、最近は見かける機会が少なくなったようにも感じられますが、探してみたら、案外みなさんの近くに見つかるかもしれません。



陽だまりルーム (火～土 10:00～16:00)

吹田市泉町3-5-18 (吹二地区集会所内)

TEL/FAX 06-6338-1722

一時保育有り (1時間300円：要予約)

3 地域福祉計画の重点課題

第2次地域福祉計画の策定において、以下の内容を重点課題として推進していきます。

1 地域福祉活動及び保健・福祉サービス等に関する情報発信の充実・支援

該当施策：地域福祉活動を進めるための情報発信

：福祉サービスの利用に関する情報提供の充実

各地区において様々な地域福祉活動が展開されてきており、市民の暮らしを支える保健・福祉サービスも多様なものが整備されてきています。これらの情報を確実に市民に伝えていくためには公共施設に情報を設置するだけでなく、インターネットなどの新たな媒体を活用した情報発信の工夫も必要です。子育て支援に関するホームページ(すくすく子育てNavi)のようなわかりやすく、多くの人に利用してもらえるようなホームページを作成します。公民の情報について、小学校区単位などでとりまとめて一覧表に整理するなど、市民がより活用しやすいものにしていきます。

2 地域福祉活動の担い手づくりのための学習会・懇談会開催の支援

該当施策：くらしや健康に関する地域課題を認識するために

小地域単位での学習会や懇談会の開催支援

地域福祉活動の担い手をいかに増やしていくかが地域の大きな課題としてあげられています。また、担い手に若い世代が少ないことも深刻な問題です。「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」(平成21年〔2009年〕11月実施)によると、担い手を増やすために必要な支援として「地域福祉・ボランティア活動の必要性を学ぶ学習会を開催する」が45.9%と高い割合になっています。

この学習会・懇談会に市民が気軽に参加するため小地域で企画・開催できるよう、市の出前講座*を活用しながら支援していきます。

3 「まちの縁側」づくり(交流と問題・課題発見の場)の支援

該当施策：「まちの縁側」づくりへの支援

「無縁社会*」という言葉が認知されてきたことでもわかるように、人と人とのヨコのつながりが希薄になっています。地域福祉推進の第一歩は、地域住民のヨコのつながりづくりが大切であると考えられます。

日常的に交流できる場であると同時に、くらしの問題や課題を発見する場として「まちの縁側」を、自治会単位、もしくは半径約500mを目安として設置できるよう支援することで、「すいた版・地域福祉」を確立していきます。

4 要援護者の災害時における地域での支援体制の充実

該当施策：災害時要援護者対策の充実

大規模な災害が発生した場合、公的な援助には限界があるため、自助を基本に、互助（地域での助けあい）により、少しでも被害を減らすことが必要です。

日ごろから要援護者の情報を適切に把握し、地域の関係機関や支援者などとの間で情報の共有を図り、災害時における地域での支援体制を充実することで、要援護者が地域で安心して安全に暮らすことのできるまちづくりを進めていきます。

5 制度の谷間にある問題点について解決策を検討する 「(仮称)地域福祉問題調整会議」の立ち上げ

該当施策：総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて

地域ケア会議（高齢者分野）、要保護児童対策地域協議会*（児童分野）、地域自立支援協議会*（障がい者分野）等、関係機関とのネットワークを構築しながら、チームアプローチによる個別支援の充実を図っていきますが、既存制度では対応が難しい制度の谷間にある問題が課題としてあります。そのような地域で発見された問題点について解決策を検討する「(仮称)地域福祉問題調整会議」を公民の関係スタッフで立ち上げ、定期的に調整会議を開催していきます。

4

地域福祉計画の体系



いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり

具体的な目標

- 健康の保持・増進
- 社会的孤立の解消
- 安心・安全な地域生活

具体的施策の展開

1 地域福祉活動推進の条件整備

P.65

- (1) コミュニティソーシャルワーカーの配置及び機能強化
 - 1) コミュニティソーシャルワーカーの配置及び機能強化
- (2) ボランティアセンター(社会福祉協議会運営)の機能強化
 - 2) ボランティアコーディネーターの配置及び機能強化
 - 3) 立ち寄りやすいボランティアセンターづくり
- (3) 交流の場・活動拠点の整備
 - 4) 広域コミュニティ施設の整備
 - 5) 地区公民館・地区市民ホール等の整備
 - 6) 身近な地域での自治会集会施設の整備への支援
 - 7) 既存施設の福祉的活用の促進
- (4) 地域福祉活動を進めるための財政支援
 - 8) 地域福祉活動の財政支援策の充実
- (5) 地域福祉活動を進めるための情報発信
 - 9) 地域福祉活動を進めるための情報発信

重点課題 1

地域福祉活動及び保健・福祉サービス等に関する情報発信の充実・支援

2 公民協働による地域福祉活動の充実

P.77

- (1) 地域福祉活動への参加の促進(担い手づくり)
 - 10) くらしや健康に関する地域課題を認識するために小地域単位での学習会や懇談会の開催支援
 - 11) 男性や団塊の世代が参加できる地域福祉活動のメニューの充実
 - 12) 青少年の地域活動やボランティア活動への参加の促進
 - 13) 当事者の地域福祉活動への参加の支援
 - 14) 大学との連携による地域福祉活動の促進
- (2) 地域で活動する諸団体の活動への支援
 - 15) 社会福祉協議会の基盤強化と活動への支援
 - 16) 民生委員・児童委員活動への支援
 - 17) 自治会を中心とした地域活動への支援
 - 18) ボランティア・NPO等の地域活動への支援
 - 19) 当事者組織の活動への支援
 - 20) 専門機関との連携・ネットワーク強化への支援
 - 21) 地域福祉活動団体間の交流への支援
- (3) みんなの居場所づくり
 - 22) 「まちの縁側」づくりへの支援
 - 23) 子どもの遊び場所・居場所の充実
- (4) 安心・安全のまちづくり
 - 24) 災害時要援護者対策の充実
 - 25) 安全対策(防災・防犯)の充実
- (5) 人権意識・福祉意識の向上(人権教育・福祉教育)
 - 26) 人権意識・福祉意識の向上

重点課題 2

地域福祉活動の担い手づくりのための学習会・懇談会開催の支援

重点課題 3

「まちの縁側」づくり(交流と問題・課題発見の場)の支援

重点課題 4

要援護者の災害時における地域での支援体制の充実

3 サービスを利用しやすい仕組みづくりと総合的支援のネットワーク

P.94

- (1) 福祉サービスの利用に関する情報提供の充実
 - 27) 福祉サービスの利用に関する情報提供の充実
- (2) 身近な総合相談・支援体制の充実
 - 28) 保健・福祉の相談・支援体制の充実

重点課題 1

- (3) 福祉サービスの利用支援と権利擁護
 - 29) 福祉サービスの利用に結びついていない要支援者への相談・支援体制の充実
 - 30) 福祉サービス利用者の権利擁護の推進
 - 31) 福祉サービスの質の確保
- (4) 総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて
 - 32) 総合的なケアマネジメント体制の整備に向けて

重点課題 5

制度の谷間にある問題点について解決策を検討する
「(仮称) 地域福祉問題調整会議」の立ち上げ

4 保健・医療、社会福祉制度の充実

P.108

- (1) 健康といのちを守る保健活動・医療体制の充実
 - 33) 健康づくり事業と身近な地域での保健・介護予防事業の推進
 - 34) 地域医療体制の整備
- (2) 子ども・子育てを支援する基盤の充実
 - 35) 地域における子育て支援の充実
 - 36) 子育てを支援しあえるまちづくりの推進
 - 37) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援
 - 38) 働くこと・育てることの両立への支援
- (3) 障がいのある人とともに生きる社会の実現
 - 39) 障がいのある人とともに生きる社会に向けた啓発・交流活動の推進
 - 40) 障がいのある人を支える福祉サービス等の充実
- (4) 高齢者がいきいきと地域で暮らしていくためのサービスの充実
 - 41) 高齢者の地域での生活を支援するサービス・施設の整備
 - 42) 高齢者の社会参加・生きがい事業の推進
- (5) セーフティネット構築のための地域と連携した支援
 - 43) 新しい課題を抱える人たちへの支援
 - 44) セーフティネットの構築
- (6) 安心してサービスを利用できるための経済的支援施策の充実
 - 45) サービス利用のための低所得者対策の充実

5 関連施策の充実

P.125

- (1) 働く場所と働きやすい環境づくり
 - 46) 暮らしの基盤である雇用・就労の支援
 - 47) 休日・休暇の拡充の促進
- (2) 安心・安全な住まいの整備
 - 48) 高齢者・障がいのある人向け住宅の確保
 - 49) 高齢者・障がいのある人向け住宅改造助成
- (3) 安全でバリアのない交通環境・まちづくり
 - 50) だれもが安全でバリアのない交通環境・まちづくり
 - 51) 移動手段の充実
- (4) 生涯学習・生涯スポーツの振興
 - 52) 地区公民館事業と地域福祉活動との協力・連携
 - 53) 生涯スポーツの振興
- (5) 地域に密着した商業振興
 - 54) 地域に密着した商業振興

6 地域福祉計画の推進に向けて

P.135

- (1) 計画の進行管理
 - 55) 住民参加による地域福祉計画の進行管理
 - 56) モデル地区による地域福祉活動の把握
- (2) 行政の推進体制等
 - 57) 地域福祉を推進する部局の充実
 - 58) 市の関係部局間の連携・協力
 - 59) 行政職員の意識向上と地域との連携
- (3) 関係機関・団体等との連携
 - 60) 関係機関・団体等との連携

コラム

その2

できることから一歩ずつ ~うれしさのカタチ~

「働いているときは、家に帰って寝るだけの生活やったんやけど、仕事も辞めとったし、時間もたくさんあったしで『何かあったら言うてくださいね』と自治会長に話しとった。早速会長から連絡があって、週に1度の佐竹台サロンの開け閉めを任されたのが地域との関わりの始まりやったな。あるときマンション駐輪場の電球が何本か切れてん。業者に依頼したところ、けっこうなお金がかかったわ。“電球を替えるくらいなら、自分でもできるわ”と思ってな。交換が必要な残りの70本の電球をすべて交換したんや。その後、団地の中央に広いスペースがあってんけど、ゴチャゴチャしとったし、自治会に相談して花壇をつくったんや。今では吹田市とみどりの協定を結んで、市道沿いにもプランターをたくさん置いてるわ。花を育てるのも水やりも楽しいし、キレイなもんやで」

また、中内さんは包丁を研ぐのが大得意。

「地区福祉委員会のいきいきサロンや昼食会、佐竹台サロンでもみんなの包丁を研いでんねん。けっこう喜ばれるんや。『前は無理やったけど、ごぼうのきんぴらがつくれるようになったわ』とか聞くと、ごっつうれしかった。包丁を研ぐことをきっかけにいろいろな話もしたし、困りごと聞きやすくなったわ」と満面の笑顔。



季節は冬!なのにたくさんお花が咲いてます

「最近では孤立防止を目的として“一歩会”っていう自主サークルを立ち上げたんやわ。活動内容は千里を知り、楽しみ、好きになるためのウォーキングや。秋は紅葉の名所、2月は観梅、4月には桜を2回見るねん。そのうち1回は、長く歩けない人のために、近くで花見をする予定や」

こんな質問をしてみた。

「中内さんは地域福祉活動をしていて、どんなときがうれしいですか？」

「自分が関わったことで、相手のくらしが少しでもよくなったら、ほんまに嬉しいな、って思うねん。それで、その輪が広がったらこんなにうれしいことはないわ。活動を通じてみんなに喜ばれると、自分のおかんが喜んでくれるような気がすんねん。なんかかさなんねん」

少し照れたように、目を細めながら中内さんは答えてくれた。
~140ページに続く~



研ぐコツがあんねんなあ